

高知市地区計画運用基準

【各地区共通】

高知市都市計画課

令和7年8月

【目次】

1	届出の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	届出書の様式・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	変更届出書の様式・・・・・・・・・・・・・・	7

1 届出の手引き

◇届出勧告制度

地区計画制度とは、各地区内で目標、方針及び地区整備計画を定め、その地区が良好な市街地環境の形成や保全を行えるようにするための地区独自の都市計画制度です。

本市では、届出内容が地区整備計画に適合しているかどうかを判断し、計画内容に適合しない場合は、設計変更等の勧告を行い、適合する建築物等に誘導していきます。

◇建築制限条例

高知市の地区計画区域は、全て「高知市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の適用区域となっており、地区整備計画の制限内容が建築基準法に基づくものとなるため、建築確認の審査対象となり、適合しない建築物については、建築することができません。

◇届出の提出時期

地区計画区域内で次の行為を行う場合は、行為着手 30 日前までに都市計画課に届出が必要です。

届出の必要な行為は次のとおりです。

行 為	内 容 説 明
(1) 土地の区画形質の変更	土地の区画の変更、切土、盛土
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	新築、増築、改築又は移転、工作物の建設
(3) 建築物等の用途の変更	住宅を店舗に変更するなど、建築物等の用途を変更する場合
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	外壁等の塗り替え等
(5) 木竹の伐採	地区計画で指定された樹林地帯に限る

※届出が必要かどうか判断が難しいときには、都市計画課までお問い合わせください。

◇届出先

届出書（正本・副本）に必要な図書を、添付し、都市計画課へ提出してください。

《届出先・ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。》

高知市 都市建設部 都市計画課

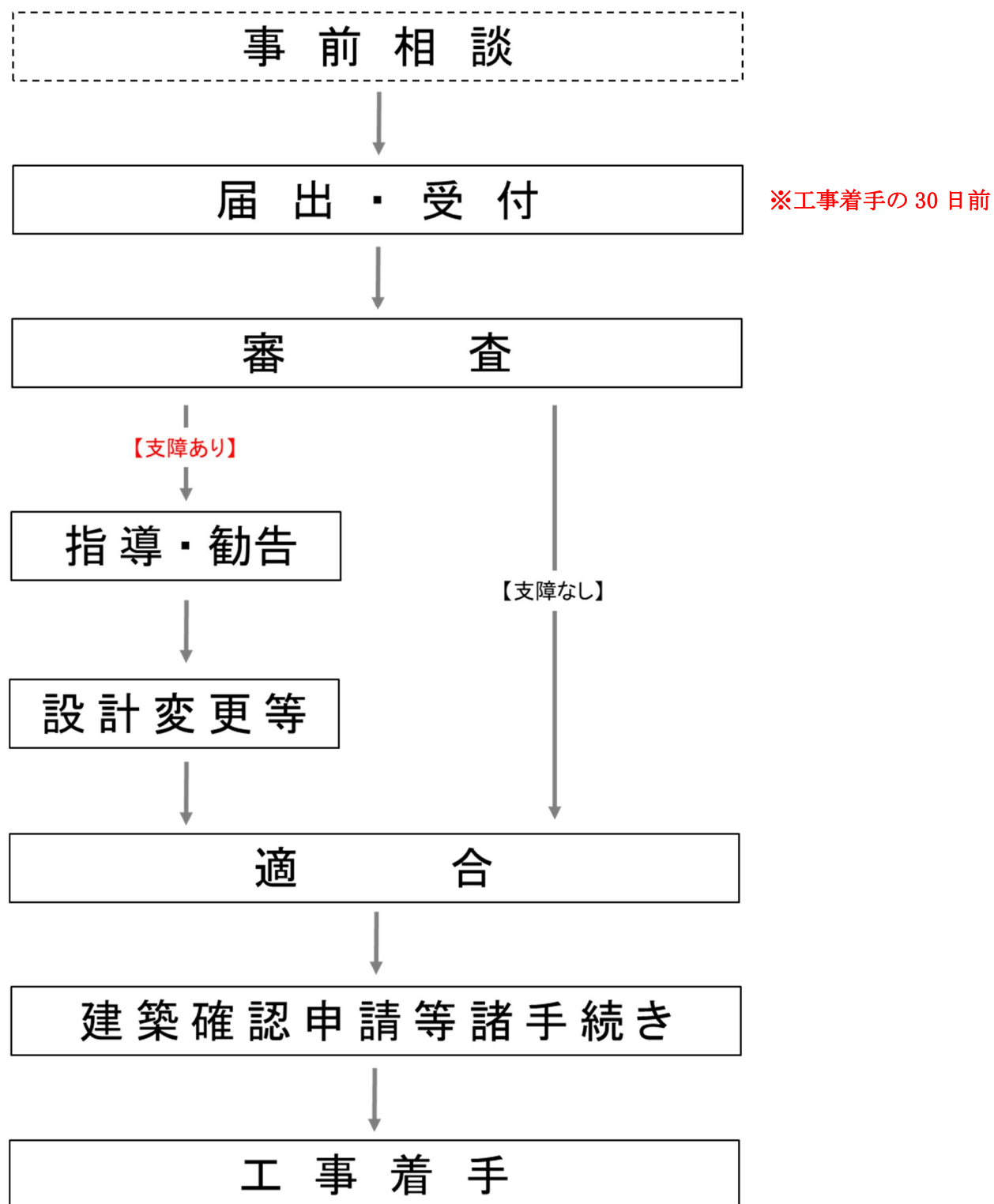
〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

TEL 088-823-9465

Mail kc-170200@city.kochi.lg.jp

◇届出の手順

届出書（正本・副本）に必要な図書を、添付し、都市計画課へ提出してください。



2 届出書の様式

別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

高知市長 様

届出者 住所
氏名

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

{ 土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木竹の伐採 }

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 高知市
- 2 行為の着手予定日
- 3 行為の完了予定日
- 4 設計又は施工方法

年 月 日

年 月 日

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m^2			
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(i) 行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）				
	(v)		届出部分	届出以外の部分	合計
	設計の概要	(i) 敷地面積			m^2
		(ii) 建築面積	m^2	m^2	m^2
		(iii) 延べ面積	m^2	m^2	m^2
	(iv) 高さ 地盤面から m	(vi) 用途			
	(v) 緑化施設の面積 m^2	(vii) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	(i) 変更部分の延べ面積 m^2	(v) 変更前の用途	(vi) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
(5) 木竹の伐採		伐採面積 m^2			

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第 12 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。

このページは、届出書に添付不要

地区計画の区域内における行為の届出書 添付書類

○行為の詳細

地区計画の名称	地区計画						
建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の内容						
	建築物の建設 ⇒ (新築・改築・増築・移転) かき又はさく・門・擁壁・その他 ⇒ (新設・改修)						
	(ロ) 設計概要	① 建築物の建築	外壁の色彩		屋根の色彩		
		② かき又はさくの構造	生垣	樹種	高さ	m	
			フェンス等	種類	高さ	m	
		③ 門 (門扉を含む)	箇所				
		④ 擁壁 構造	高さ	m	延長	m	
⑤ 広告物の設置		箇所		合計	m ²		
⑥ その他							

※) 外壁の色彩及び屋根の色彩については、地区計画に色彩の規定を定めている場合、マンセル値を記入すること。

【連絡先】(設計者等)

住 所

事務所名

担当者名

電話番号

注 意 事 項

- 1 この届出書は、当該行為に着手する日の30日前までに都市計画課へ提出して下さい。
- 2 この届出書には、次の図面を添付して下さい。

行為の種類	図 面	縮 尺	備 考
(1) 土 地 の 区 画 形 質 の 変 更	案内図	1 / 1,000以上	方位，道路及び目標となる地物を表示
	区域図	1 / 1,000以上	当該土地の区域並びに当該地区内及び当該区域の周辺の公共施設を表示
	設計図	1 / 100 以上	
(2) 建 築 物 の 建 築 工 作 物 の 建 設 (広告物の設置)	案内図	1 / 1,000以上	(1)に同じ
	配置図	1 / 100 以上	敷地内における工作物等（かき，さく，門及び擁壁等）の位置を表示
	立面図	1 / 50 以上	2面以上
	パース	—	外壁及び屋根の色彩の規定がある場合 着色立面図でも可
(3) 建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 変 更	案内図	1 / 1,000以上	(1)に同じ
	配置図	1 / 100 以上	
	立面図	1 / 50 以上	2面以上
(4) そ の 他	参考となるべき事項を記載した図書		

* 縮尺 1/50 とあるものは，1/100 でも可。

このページは，届出書に添付不要

3 変更届出書の様式

別記様式第十一の三（第四十三条の十一関係）

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

高知市長 様

届出者 住所
氏名

都市計画法第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日年月日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日年月日 年 月 日

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

注 意 事 項

- 1 この届出書は、当該行為に着手する日の30日前までに都市計画課へ提出して下さい。
- 2 この届出書には、次の図面を添付して下さい。

行為の種類	図 面	縮 尺	備 考
(1) 土 地 の 区 画 形 質 の 変 更	案内図	1 / 1,000以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図	1 / 1,000以上	当該土地の区域並びに当該地区内及び当該区域の周辺の公共施設を表示
	設計図	1 / 100 以上	
(2) 建 築 物 の 建 築 工 作 物 の 建 設 (広告物の設置)	案内図	1 / 1,000以上	(1)に同じ
	配置図	1 / 100 以上	敷地内における工作物等（かき、さく、門及び擁壁等）の位置を表示
	立面図	1 / 50 以上	2面以上
	パース	—	外壁及び屋根の色彩の規定がある場合 着色立面図でも可
(3) 建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 変 更	案内図	1 / 1,000以上	(1)に同じ
	配置図	1 / 100 以上	
	立面図	1 / 50 以上	2面以上
(4) そ の 他	参考となるべき事項を記載した図書		

* 縮尺 1/50 とあるものは、1/100 でも可。

【連絡先】(設計者等)

住 所

事務所名

担当者名

電話番号